

子どものための日本語学習支援基金の設置、管理及び運営に関する規程

(設 置)

第1条 公益財団法人青森県国際交流協会（以下「協会」という。）は、青森県内に在住する外国につながる子どもの日本語学習環境整備の支援をもって、多文化共生の推進に寄与するため、子どものための日本語学習支援基金（I J C E 基金）（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 協会は、日本語国際文化交流クラブ（I J C E）等からの寄付金をもって基金を積み立てるものとする。

2 協会は、前項に定める寄付金以外の寄付を受けたとき、これを速やかに積み立てるものとする。

(管 理)

第3条 協会は、他の資金とは区分し、銀行への預金その他の安全、確実かつ有利な方法で基金を管理するものとする。

(使 途)

第4条 協会が基金を財源として行う支援事業（以下「基金支援事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日本語学習支援事業
- (2) その他、会長が必要と認める事業

(事業運営)

第5条 協会は、前条に掲げる事業の適正な運営を図るため理事会にて、意見を聴くものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか基金の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(庶 務)

第7条 基金の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から実施する。